

安中 鉦 害

農民闘争40年の証言

復刊版



群馬地域文化振興会

安中鉞害

——農民闘争40年の証言——

高田 新太郎 編著

序にかえて

——公害問題に思う——

公害　—それは（特に産業公害は）、企業の生産至上主義と営利優先主義を基調とする生産活動の結果生み出される人為的な災害であり、住民の人命、生活を無視した企業の犯罪行為である。

この点で、公害は、風水害などの自然災害と区別され、また、単なる「私害」とも異なり、資本主義的生産機構から生み出される、いわば社会的災害である。

経済的背景　資本主義的生産機構下の企業は、営利の追求を根本の目的とし、生産活動を通じ利潤を最大限に獲得しようとする。

企業、とりわけ巨大企業は、生産活動を通じ、巨額の利潤獲得と資本の蓄積を図りつつ巨大な資本主義的企業体制を築きあげようとする。こうした資本主義的生産機構下の企業は、あくなき利潤追求のために、無計画に生産を拡大する反面、その生産費用——コストを極力低額にしようとする。

その生産費用の低額化——それが利潤の増大を生み出す——の手段方法の一つが、直接利潤を生まない公害防止施設に対する設備投資の回避であり、二つには、労働安全衛生設備や作業環境の改善に対する資本投下の拒否ないし回避である。儲けに結びつかないで、多額の出費を要する公害対策や防災対策は、極力避け、地域住民や労働者の犠牲をそのまま放置しようというのが、資本主義的生産機構下

における企業の本能である。

その結果もたらされるのが公害であり、労働災害である。

ここに産業公害や労災の発生する根本原因がある。

したがって公害は、企業が公害防止施設に対する投資を怠るというより、むしろそれを拒否ないし回避したことに起因して発生する人為的な災害であり、資本主義生産体制から生み出される社会的災害である。

以上のような企業の姿勢は、四大公害裁判（イタイイタイ病・新潟水俣病・四日市公害・熊本水俣病の各公害訴訟）の判決で、指摘され、厳しく批判された。

新潟水俣病判決は「最高技術の設備をもつてしてもなお人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合には、企業の操業短縮はもちろん操業停止までが要請される——けだし企業の生産活動も、住民の生活、環境保全との調和においてのみ許されるべきであり、住民の最も基本的な権利ともいべき生命、健康を犠牲にしてまで企業の利益を保護しなければならぬ理由はないからである」と述べている。

四日市公害訴訟判決は、「少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業の経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失を免れない」と厳しくその企業責任を追及している。

また熊本水俣病判決は「（工場廃水が）万一有害であることが判明し、或いはその安全性に疑念を生じた場合には直ちに操業を中止するなどして必要最大限の防止措置を講ずべき義務がある。如何な

る工場といえども、その生産活動を通じて環境を汚染破壊してはならず、況んや地域住民の生命、健康を侵害し、これを犠牲に供することは許されないからである」と述べて、企業の生産第一主義を厳しくいましめている。

政治的背景 公害は、企業の生産第一主義、営利追求主義に根源を置くだけでなく、大企業の生産活動を住民の福祉に優先させ、企業利益を擁護しつづけてきた国、自治体の政治、行政とも深いかわりをもつ、根の深いものである。

戦時体制下においては、戦争の遂行に向けて軍需鉦工業の生産活動をなによりも優先させ、国家がこれを保護してきた。

戦後においては高度経済成長政策、あるいは地域開発政策の名の下に、大企業の工場誘致や生産規模の拡大を優先させ、国、自治体が企業の発展を保護し、奨励してきた。

こうした国、自治体と大企業との癒着が、住民の人命や財産、快適な自然環境よりも企業利益を優先させ、その反面、公害防止対策行政を怠り、公害の発生・拡大をそのまま放置し、住民を犠牲にして大企業の発展を擁護してきたといえる。まさに、国、自治体は、今日における悲惨かつ広範な公害を発生させた「共犯者」である。

社会的背景 公害を生み出しているもう一つの要因に、企業の地域支配という社会的な背景がある。

安中公害における東邦亜鉛・安中製錬所と安中市、水俣病におけるチッソ水俣工場と水俣市、富士公害における大昭和製紙等の製紙工場と富士市、四日市公害における石油コンビナートと四日市市などにみられるとおり、公害の加害企業と被害者が同居している中小地方都市では、加害企業が巨大な規

模を誇り、政治的にも経済的にも被害住民の居住する町を支配し、その「城下町」としてゐる。

一方こうした大企業は、市政・町政に介入し、あるいは町の有力者と結合して自治体および市民を支配していく。

したがって、公害反対や工場拡張反対に立ち上ろうとする被害住民は、自治体と結合した企業の横暴極まる「力」によって押えつけられ、切崩され、或いは企業と結びついた他の住民によって「村八分され」その反対運動の推進を不可能あるいは困難にされつつ、公害の発生・拡大を放置されたままその犠牲だけを強いられてきた。

こうした企業の地域支配が、間接的に公害の発生・拡大をほしのままにさせている要因をなしている。

以上に述べたように、公害は、企業の有毒物質のたれ流し、放出等と被害の発生、加害者と被害者の存在という二面的な当事者構造や被害の広範かつ悲惨性という現象面だけにとどまらず、それらを生み出している経済的・政治的・社会的原因ないし背景と深いかわりをもつ、多面的な社会現象を内包するものである。

それゆえに、公害の本質は、以上にみた経済的・政治的・社会的な原因・背景の追及なしには究明することができないものといえる。

安中公害の意味するもの 安中鉾害には、以上に述べた公害の本質、すなわち公害を生み出している経済的・政治的・社会的背景がすべて内包されている。公害問題のもつ本質をこれ程明確に内包している例は数少ない。私は、その典型を「安中鉾害」に見いだしたのである。足尾鉾毒事件の現代版と

もいえるものである。

その意味で本書では、「安中公害」といわず「安中鉾害」にすべて統一して記した。それは、まさに鉾毒―亜鉛、鉛、カドミウム等の有害物質―そのものを放出・放流しつづけた東邦亜鉛の犯罪性を厳しく追及する意味と、その犠牲のもとで、鉾毒そのものとたたかってきた農民闘争の意義を明らかにしようとの気持からである。

足尾鉾毒事件と安中鉾害との間にはつぎのような共通点がある。

第一に、加害企業が非鉄金属の鉾山ないし製錬所であり、被害者が零細な農民であり、ともに唯一の生活基盤である農地を鉾毒から守るために、発生源の銅山或いは製錬所の操業停止・生産の拡大阻止を求めてたたかいつづけてきた農民の闘争である点で。

第二に、加害企業の発展―生産量の拡大がいずれも戦争経済に支えられた軍需鉾業（足尾Ⅱ日清・日露戦争・太平洋戦争・朝鮮動乱など。安中Ⅱ満州事変・日中戦争・太平洋戦争・朝鮮動乱）であるとの背景をもち、その反面で国・自治体と結合し農民の鉾害反対運動を弾圧しつづけ、鉾毒被害を拡大させてきた点で。

第三に、初代社長（足尾銅山・古河鉾業―古河市兵衛、東邦亜鉛―相川道之助）が、小僧・番頭から身をおこしたいわゆる立志伝中の人物で、「鉾山は国の産業発展のために非常に重要なものである。鉾山を開くことが明治以来における急務であった。鉾山を開発することにより、新山を開き、旧山を起こし、出鉾盛大に至れば、付近の人民も就業の道をひらいて、自らの進歩の一端にもなる」（古河市兵衛の『自叙伝』より。相川道之助もその自叙伝『荒野を拓く』の中で、鉾山開発の意義を同様に述べている）と

の経済思想の持主であり、なりふりかまわず生産を拡大し、あくなき利潤の追求に徹した点で。

第四に、鉍毒で農地、山林、河川を汚染し、農民の農業と生活を破壊し、その犠牲の上に企業の発展を図り、世界有数の非鉄金属企業の地位を築いた点で。

安中鉍害は、足尾鉍毒事件と同様、企業―資本が国、自治体と結合し、その保護のもとに生産量の拡大を強行しつつ鉍毒被害の拡大を押し広め、周辺農民を犠牲に企業が肥え太った結果そのものであるといえる。

その意味で、東邦亜鉛の操業の歴史は、生産の拡大にともなう企業発展の歴史であり、安中鉍害の歴史は工場の拡張にともなう鉍毒被害拡大の歴史そのものである。

それは農民の犠牲の歴史であると同時に鉍毒とたたかう農民のたたかいの歴史でもある。

安中鉍害のこうした意義、本質、経過は、工場の拡張⇨鉍害の拡大⇨農民の犠牲を生み出したその経済的・政治的・社会的背景を追求することなしに究明でき得ないものであることは前に述べたとおりである。

そこで、本書では、でき得る限り、生の資料、記録に基づき、あるいは被害農民の生の声を折り込んで、それらの点を明らかにしようとし心掛けた。

公害と工場立地　公害でまず問題になるのは、工場誘致、地域開発の際における工場立地の問題である。

四日市公害訴訟でもこの工場立地が問題になり、判決では企業、これを誘致した国、自治体の工場立地上の責任が厳しく追及された。

安中鉍害でも、鉍毒の発生を認識しながら製錬所を創設した東邦亜鉛の工場立地上の責任、これを積極的に誘致した自治体、戦争遂行上の必要から保護を与え、この地に認可した通産省などの国の責任も否定しえない。

この点を、安中の被害農民はつぎのように指摘し、企業、国の立地上の責任を厳しく追及している。「このような亜鉛工場が、農業と養蚕と養鯉を生業とする農村地帯の真ん中にあることの不適当なことは万人これを認めて疑わぬ所である。この地に（工場を）認可したこと自体が当局の過失であった」と明確に述べている。これを農民が指摘したのは、昭和二四年の焙焼炉・硫酸工場建設反対の時である（県知事宛陳情書より）。

今日ほど公害問題が、世論の厳しい審判を受けていない時期に、すでに安中の農民は以上のとおり工場立地上の過失を厳しく、しかも正しく指摘したのである。

地域経済の発展と住民の福祉　つぎに安中鉍害で究明されなければならないのは、地域経済の発展と地域開発と住民福祉の問題である。

今日の公害発生の原因の一つに、国、自治体の産業優先、地方経済の発展優先の政策がある。

この点についても、安中の農民は「知事は国策だ、土地の発展のためだ（工場の拡張を）強いるのです。町長は町の発展のために（工場の拡張は）大賛成だということです。

県知事は、国家の復興は工業にある。（そのためには）少数の犠牲はやむを得ないということです」（県知事宛工場拡張反対陳情書より）と述べて、企業と癒着した国、自治体の産業優先政策を鋭く批判している。

企業の営利第一主義

農民は「工場（東邦亜鉛）の経営は、利潤追求のみに専念し、周囲近隣に被害を加えることを何ら省みることなく、防毒設備はほんの申訳け程度で、しかもそれさえも完全に操業しない現状にある」（前掲の県知事宛陳情書より）と指摘し、公害の本質を正しく捉えている。

安中鉾害における農民の公害反対闘争は、常に営利の追求に専念している企業とその繁栄の裏で鉾毒被害の犠牲を強いられている農民、いわば経済的強者対経済的弱者のたたかいであり、またその企業を擁護してきた国、自治体に対するたたかいと、批判・告発の歴史である点で、公害問題の本質と公害反対運動の意義を探るうえで、大きな教訓をわれわれに与えるものであろう。

公害と住民運動

公害問題は以上のような背景をもち、とくに公害の発生源が巨大な財力と規模をもつ大企業であり、被害者が零細な農漁民、一般住民であるという当事者構造に特徴があり、こうした加害企業に国、自治体の政治、行政権力が結び着いている点で、この当事者構造をさらに複雑なものにし、その解決を困難にしている。

公害問題は、ほんの一握りの大資本とこれを擁護している国、自治体と住民とのたたかいである。

したがって、過去における住民の公害反対闘争の歴史は、足尾鉾毒事件にその典型が見られるとおり、企業の財力と国・自治体の権力の前に住民が押しつぶされ、敗北の歴史を繰り返してきた。

四大公害裁判における住民側の輝かしい勝利も、こうした資本、国、自治体に対する公害の原因究明とその責任追及に立ち上った被害者をはじめ、それを支援する科学者、医師、労働者、一般勤労市民、それに法律家などの様々な人々の協力と連帯と団結の力、さらにこれを支持する世論の高まりがあつて初めて可能になり、敗北の歴史を書きかえることができたといえる。

ところで、安中鉾害における農民の鉾害反対闘争は、昭和一二年以来約四〇年の長い闘争の歴史があるが、昭和四三年までは被害農民だけのたたかいであった。

安中の被害農民は「農地や山林を明け渡して、亜鉛会社の軍門に降るか、これをたたかいとって子孫に美田を残すのかの岐路にたたされた。自らの生命線は、自分で死守しよう」との決死の覚悟で工場の拡張反対や鉾害反対闘争と取り組んだが、結局、東邦亜鉛の財力、企業と結び着いた国・自治体の権力によって押しつぶされ、鉾害被害の犠牲だけを強いられた。ここに安中鉾害農民の悲劇がある。

私たちは、ややもすると、公害被害の悲惨な現象面（それは大事なことはあるが）だけにとらわれ、それに同情し、その根源にある公害を生み出している経済的・政治的・社会的背景の追及をおざなりにしてしまうことがままある。

安中鉾害はもちろん、すべての公害問題を正しく理解するためには、公害被害の現象面だけでなく、その公害を発生させている根源を究明し、その真相を十二分に知ることが重要である。

その上に立って、被害住民の敗北と犠牲の悲惨な歴史がなぜ起ったか、その原因はどこにあるのか、それを解決するにはどのような指標のもとに公害反対運動を進めるべきか、という正しい運動の方向と解決の道を見定めなければならない。

今日の公害反対運動は、こうした方向にむかってその取り組みが強化されつつあり、四大公害裁判の勝利はまさにそれが実証されたものといえる。

本書の執筆とその意義

私は、昭和四四年一月以来、住民の基本的人権を守る弁護士立場から、安中鉾害に取り組み、安中公害弁護団の一員として、被害農民とともにこの六年余りを、安中鉾害闘争

に打ち込んできた。そして今、安中鉾害闘争の新しい局面を切り開き、東邦亜鉛の責任追及と「緑の大地」を再びわが手に取り戻したいという農民の願いを実現させるために、被害農民とともに裁判闘争を継続している。

本書は、こうした私の体験を通じ、私が自ら見聞き、肌や心で感じた被害農民の公害に対する「怒り」、「悲しみ」、「労苦」、農業と生活を奪われた農民の「悲惨さ」、イタイイタイ病などの人体被害の不安におののく「心痛」、など公害のもたらす様々な悲哀を農民の生の声を折り込みながら、安中鉾害の長い農民闘争の歴史的事実をわかりやすく紹介し、「公害の本質を見きわめ、公害とは何か」を『安中鉾害事件』から広く一般の人々に理解していただき、今後の公害反対運動の前進の一助になればという気持ちから筆を執ったものである。

その意味で、本書が公害問題を理解する上での一つの生きた教材になれば、幸せである。

しかし、時間的な制約や紙数の関係上、十分に書き尽せなかった部分も多くあるが、大筋は捉えたつもりである。

本書の内容 第一部「農民闘争40年」は、東邦亜鉛安中製錬所の工場誘致から今日に至るまでの安中鉾害発生の経済的・政治的・社会的背景を資料に基づいて浮彫りにしながら、農民を犠牲に肥え太った加害企業東邦亜鉛の犯罪性、それを擁護しつつけた国・自治体の大企業優先政策に対する被害農民の責任追及のたたかいの歴史的経過を、そのたたかいの意義を踏まえながら明らかにしたものである。

それは、いわば安中公害に立ち上った農民のたたかいの記録ともいうべきものである。

第二部「藤巻卓次氏の証言」は、この約四〇年間、常に工場拡張反対運動の先頭に立ってきた農民・

藤巻卓次氏（昭和二四、五年当時の東邦亜鉛鉱害対策委員会連合会長、現在・東邦亜鉛送電線設置反対期成同盟委員長、違法増設工場認可取消請求人団長）の話をテープにとり、それを整理し、まとめたもので、いわば安中公害闘争の生き証人である農民藤巻卓次氏の不屈のたたかいの「証言記録」であると同時に、半生を安中鉱害闘争に費やしてきた農民の企業、国・自治体への批判・告発でもある。最後に

——安中公害の原因とその責任の追及に種々ご尽力をいただいている群馬地評をはじめとする県下の労働組合、民主団体、医師、科学者、とくに人体被害及び農業被害・土壌汚染の調査分析にご協力下さっている日本科学者会議や民医連の諸先生方に厚く感謝すると同時に今後とも安中鉱害根絶のため一層のご支援ご協力をお願いする次第である。

本書の刊行にあたって、貴重な写真を提供して下さい下さったリアリズム写真集団所属の大沢勝幸、小峰茂久の両氏、それに上毛新聞社の湯浅博氏、藤巻卓次氏証言のテープの整理にご協力いただいた吉幸ゆたか氏、編集について何かとお世話になった御茶の水書房編集長の橋本盛作氏、同社編集部和田充博氏、農政ジャーナリストの大野和興氏に心からお礼申し上げます。

なお、本書の執筆にあたり、参考にした文献・資料・記録は、本文中でその都度掲記したが、とくに昭和二八年以前のたたかいについては、日本文科学会編の『近代鉱工業と地域社会の展開』に負うところが多いことを付記する。

昭和五〇年二月

高田 新太郎

目次

安中鉾害——農民闘争40年の証言——

序にかえて

第I部 農民闘争40年 1

第一章 安中と東邦亜鉛——被害者と加害者 3

第二章 安中製錬所の創設と拡張 9

第三章 鉾害の発生とその拡大 19

第四章 鉾毒とたたかう農民 48

第II部 藤巻卓次氏の証言 177

プロローグ 生いたち 179

第一章 鉄かぶとと亜鉛——亜鉛工場開設される—— 183

第二章 焙焼炉と農民——戦後の工場拡張と反対運動—— 193

第三章 風と土と鉄塔——送電線設置、再び工場拡張へ—— 202

第四章 安中鉞害エピソード 215

エピソード たたかいの中から 223

第Ⅲ部 資料・年表 225

資料 227

年表 247